<u>平成27年度</u>

事業計画書(案)および収支予算書(案)

平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

平成27年度事業計画

日本で生まれたソフトテニスを世界に誇れる、格調高いスポーツとして普及振興するため、当連盟の総力を挙げ真剣に取り組む。そのため、「ソフトテニスの普及振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする」当連盟の目的をより明確にして「ソフトテニスの普及振興事業」「ソフトテニスの競技力向上事業」「ソフトテニスの国際振興事業」を3つの柱に位置づけ推進する。

特に、ソフトテニスを通じて環境保全と共に自己責任やフェアプレイの精神を身につけ、マナーを重んじる等の教育を 推進し青少年の健全育成を図るとともに、暴力行為等の根絶を徹底する。

また、東京オリンピックが決定したことによる社会やスポーツ環境の変化に対応し、2020年に向けたソフトテニスのアピールと振興策を積極的に展開し、ソフトテニスの素晴らしさを広く知らしめ、ソフトテニス愛好者の増加を図ることとする。

2017年度は「ソフトテニス長期基本計画2012」の4年目の年となる。計画の達成状況を確認し、計画の実現に向けてそれぞれの事業を着実に推進していく。

I.ソフトテニスの普及振興事業

- 1. ソフトテニス競技規則の制定
 - (1)ソフトテニス競技(ダブルス・シングルス)を実施するために必要な競技規則を定めることを目的として、ソフトテニスの振興と競技性の向上等、より安全に楽しく競技できるよう必要に応じて検討を行い改訂し、ソフトテニスハンドブック(競技規則・審判規則・大会運営規則)やジュニア審判マニュアルに反映を図る。
 - ①競技規則の改訂
 - ・公共施設を活用するにあたり、ソフトテニスとテニスが異なる施設基準となっているため、様々な場面で 不都合が生じているので、安全性を考慮しつつ施設基準(アウトコート)を共通化するための改訂を行う。
 - ・肩から下でのカットサービスの禁止についての検討を行う。
 - ②ジュニア審判マニュアル(低学年用)及びDVDの活用 ジュニア審判マニュアル(低学年用)及びDVDを活用し、小学生低学年のルールについての理解の促進 を図る。
 - ③審判講習会用パワーポイントの活用 平成26年度に作成した審判講習会用パワーポイントを活用し、講習内容の統一と審判員の資質向上を 図る。
 - (2) 日本で発祥した競技であることから、国際ソフトテニス連盟(以下ISTF)やアジアソフトテニス連盟 (以下ASTF)における中心的なリーダー国として国際競技規則との整合性を図ると共に、英語版審判技術 マニュアル(DVD)等を活用して国際普及の推進を図る。
 - ①国際競技規則の改訂を検討 世界各国に設置されているテニスコートに合わせた施設基準(アウトコート) に改訂し、国際大会の実施に
- 2. 全日本ソフトテニス選手権大会等開催
 - (1)国内競技会を大会実施要項に基づき、別表(11ページ)のとおり実施する。
 - ①平成27年度大会日程および会場
 - ②大会要項の改訂
 - ア. 国民体育大会についての対応

支障が無いようにすることをISTFに提言する。

- ・平成27年度の和歌山国体からシングルスを実施する。
- ・全種別へ監督を配置し、他種別との兼務はしない。
- ・種別参加チーム数のローテーションを実施する。
- イ. 大会参加数における各ブロック選手権大会における北海道の取扱い
- (2)大会の検討と大会運営の改善
 - ①全日本選手権大会の検討

- ②新規全日本大会の検討
 - ・以下の新規大会の案を策定し、開催を検討する。
 - ア. 全日本社会人団体選手権大会 実業団とクラブチームの統合についての検討
 - イ. 全日本団体総合選手権大会 高校、大学、社会人の代表による大会
 - ウ. 全日本混合ダブルス選手権大会 全日本シニア選手権大会から独立し、一般. 成年種別を含めた大会とする。
- ③IOCジュニアオリンピックカップ大会全日本ジュニア選手権大会
 - ・ダブルス種目追加の検討を行う。
- ④全日本シングルス選手権大会
 - ・シングルス競技を中心とした参加枠の変更の検討
- ⑤日本スポーツマスターズの充実
 - ・日本スポーツマスターズ大会参加者の負担軽減等を行い、全都道府県の参加を目指し大会の充実を 図る。
 - ・平成24年度からの、参加支部に対する100,000円の助成を継続する。
- ⑥ 大会参加申込のシステム化
 - ・平成24年度からの主催大会の参加申込システム活用により、参加資格のチェック等による事務負担 軽減と参加申込の効率化を図る。併せて支部大会申込のシステム活用を図る。
- ⑦主催大会開催地への支援
 - ・主催大会を主管し、実質的に運営している開催地の運営状況等を的確に把握し、主要事業である大会が円滑に運営されるように支援する。
- ⑧主催大会における大会運営マニュアルの活用と役割分担の明確化を図る。
 - ・競技、審判、広報等大会運営マニュアルを活用し、円滑な大会運営と日本連盟と主管支部 の大会開催にあたっての役割分担の明確化を図る。
- ⑨ゼッケンの着用
 - ・日本連盟主催大会において、ゼッケンを着用し、プレーをしている選手が誰からでも判るようにする。 高体連主催大会については平成27年度インターハイから実施する。 中体連主催大会についても平成28年度からの完全実施を目指す。
- ⑩簡易得点板の設置
 - ・日本連盟主催大会において簡易得点板を利用し、進行状況が誰でも判るようにする。
- ⑪大会審判のワッペン着用の義務化
 - ・大会時に審判を行う際にワッペンを左胸に着用し、審判員の意識向上を図る。
- ⑫勝者審判制の導入
 - ・1,2回戦等選手に負担のかからない範囲で勝者審判制を導入する。
- 3. 地域ソフトテニス大会支援
 - (1)地域等における競技会開催に、次のとおり補助を継続して行う。
 - ①9地区選手権大会
 - ・9地区×200,000円を助成する。
 - ②地区高校選抜大会
 - ・9地区×100,000円を助成する。
 - ③9地区中学選手権大会
 - ・9地区×100,000円を助成する。
 - ④壮年東西対抗大会
 - ・400,000円を助成する。
 - ⑤全日本学生同好会大会
 - ・200,000円を助成する。

- 4. 加盟団体が行うソフトテニスの競技力向上と普及振興支援
 - (1)地域グループ育成のため、次の事業を実施する。
 - ①地域クラブ・ジュニアクラブ等の育成
 - ・地域クラブ、ジュニアクラブ等の育成の充実を図ることを目的として、各支部に対し会員登録 料から下記の率により助成する。(継続)
 - (一般20%、高校生10%、高専10%、中学生20%、小学生50%)
 - ②支部小学生大会への補助
 - ·47支部×@30,000円を助成する。(継続)
 - ③支部中学生大会への補助
 - ·47支部×@30,000円を助成する。(継続)
 - ④ソフトテニス週間の実施
 - ・10月の体育の日(月)を中心とした週(金曜日から木曜日)をソフトテニス週間として 定め、全国で一斉にソフトテニスを楽しみアピールする。
 - 47支部×@100,000円を助成する。(継続)
 - ⑤ソフトテニス愛好者増加対策
 - ・中学校部活動引退後の練習場所を確保し、引退後もプレーできる環境を提供する、また、レディースを 含めた社会人を対象として支部が実施する愛好者増加対策事業を支援して推進する。

計画実施した支部×@150,000円を助成する。(継続)

- ・日本連盟で作成したDVD付き指導教本を活用して、愛好者増加に不可欠な指導者に指導法を提供し、 愛好者の指導に貢献、協力してもらう。
- ・ソフトテニスの映画・漫画を活用してソフトテニスをアピールし、愛好者の増加を図る。
- ・愛好者増加対策事業を実施している事例等の情報提供を行い、実施支部の拡大を図る。
- ⑥指導者バンク(地域)の活用促進
 - ・積極的に指導者バンク(地域)を活用し、競技者育成プログラム(Step-1,2)の推進および、中学校・高校の指導者不足を解消する等、普及を担う指導者を確保・活用する。
- (7)総合型地域スポーツクラブの研究
 - ・ソフトテニスが総合型地域スポーツクラブに参画するための研究を進めるとともに、必要な情報提供を行う。
- ⑧傷害補償制度の徹底
 - ・制度の目的、趣旨を会員報・機関誌・ホームページ等を利用して分かり易く伝え制度活用の推進を図る。

5. ソフトテニスの広報活動

- (1)メディア対策
 - ①新聞報道の充実
 - ・話題性のある方向はいかにあるべきかを念頭に置き、報道機関に対し、話題性のある広報を積極的に 行い、各種大会の案内および結果について新聞に掲載されるよう情報発信を粘り強く行う。
 - ・新聞報道対応マニュアルを活用する。
 - ②テレビ放映の充実
 - ・平成13年から継続している全日本選手権大会のNHKテレビ放送を引き続き確保する。
 - ・NHK,民放への積極的かつ話題性のある情報提供を図る。
- (2)ホームページの運営
 - ①ホームページ等の充実
 - ・日本連盟ホームページの充実を図る。
 - ・日本連盟テレビ局及び各支部テレビ局の映像を通して、積極的な動画配信の広報活動を展開する。
 - ・過去の日本連盟主催大会の映像が、いつでも見れるように新動画サイト等の活用による効果的広報を 展開する。
 - ・日本連盟ホームページ(英語版)とアジア連盟ホームページから国際情報を積極的に発信する。

- (3) 広報誌発行
 - ①機関誌「ソフトテニス」の毎月発行
 - ・内容の充実と購読者の増加を図る。
 - ②会員報の年2回発行
 - ③大会記録集の発行。
- (4)ソフトテニスの歌の活用
 - ・日本連盟主催事業での活用と全国各地域での普及を図る。
- (5)ソフトテニスのアピールと周知

2020年の東京オリンピックを見据え、製作した映画について映画館での上映においての観客増を図るとともに、 あらゆる場所・機会を通してソフトテニスの認知度をさらにあげるようにする。

ネ漫画及びDVD付き指導教本についても、より多くの読者に購読してもらえるように創意・工夫・実行していく。 さらに当連盟のキャラクターであるうさぎの着ぐるみを小学生や中学生の大会等に登場させ、ソフトテニスを広 くアピールする。

- 6. ソフトテニスの表彰・顕彰
 - (1)各種表彰を現行の表彰基準により次のとおり行う。
 - ①国内関係表彰
 - ・以下の区分により国内表彰を行う。
 - ア.本部功労者
 - イ.支部功労者
 - ウ.優秀監督および優秀選手
 - 工.優良団体
 - オ.ランキング選手
 - カ.国内大会入賞者
 - ②国際大会入賞
 - ③特別功労者または団体
 - ④その他、特に必要と認めたもの
 - (2)ランキング選手表彰基準の見直しを行う。
- 7. ソフトテニスの技術等級・指導員資格認定
 - (1)ソフトテニスを愛好する者に自己の実力を確かめ、さらに技術を向上するための目標を与えることを目的として、技術等級制度規程に基づき、次の事業を実施する。
 - ①名誉指導員の認定
 - ②技術等級の認定(大会実績、検定会)
 - ・認定基準等制度の周知、徹底を図り、多くの会員に取得させるよう努める。特に検定会による取得の促進を図る。
 - ③技術等級システムを活用して認定手続きと資格者管理の効率化の推進と、大会申込システムとの連携
 - ④技術等級資格取得者増大するための大会参加条件の見直し
- 8. ソフトテニスの審判員資格認定
 - (1)公認審判員規程に基づき、次の事業を実施する。
 - ①マスターレフェリーの認定(50歳以上)
 - ②マスターアンパイヤーの認定(50歳以上)
 - ③1級審判員の認定(新規、更新)、及び検定会・研修会の実施
 - ・審判員の資質向上を図るため1級審判員を東西2回の検定会にて新規に認定し、6年の資格有効期間を更新するための研修会(各ブロック8回)により継続的に養成する。
 - ④2級審判員の認定(新規、更新、ジュニア審判員からの移行)
 - ⑤1級審判員検定会・研修会の実施
 - ・検定会2回(東西)、研修会8回(各ブロック)を開催する。
 - ⑥2級審判員研修資料の提供

- ・支部2級審判員研修用共通資料(パワーポイント)の作成・提供を行う。
- (7)審判員バンクの創設及び派遣審判員の実施
 - ・審判員バンクを創設し、日本連盟主催大会に審判員を派遣し、審判員技術と資質の向上を図る。
- ⑧審判技術DVDの活用
 - ・日本連盟で作成したDVDを審判技術向上のために積極的に活用する。
- ⑨ジュニア審判員普及の促進
 - ・小学生高学年と中学生を対象として、現行のジュニア審判マニュアルを活用し、ジュニア審判員普及の 促進を図る。
 - ・ジュニア審判マニュアル(低学年用)及びDVDを活用し、小学生低学年向けにルールの理解の促進を図る。
 - ・ジュニア審判員検定会に使用する小学生用資料(パワーポイント)を作成し、小学生の理解を深める。
- ⑩競技規則等の見直し
 - ・施設基準の改訂(アウトコートの変更)を行う。
- ⑪審判システムの活用と大会参加資格チェック

審判システムを活用して認定手続きと資格者管理の効率化の推進、また大会申込システムとの連動により 大会参加の資格をチェックする。

- 9. ソフトテニス用具・用品、施設認定
 - (1)愛好者・競技者が安全で快適にプレーができるよう用具・用品、施設の公認に関し、次の事業を行う。
 - ①新規公認・更新手続きの承認
 - ②ラケットの証紙、ネットの証布の発行
 - ③競技者に分かりやすいユニフォーム等着用基準の周知徹底

Ⅱ.ソフトテニスの競技力向上事業

- 1. ソフトテニスの競技力向上、医科学研究調査
 - (1)競技力向上
 - *世界No.1の実力の維持を目指した競技力向上に関し、次の事業を実施する。
 - ①競技者育成プログラムの推進
 - ・一貫指導システムの構築を図り、競技者育成プログラムをStep1からStep5の過程を経て実施することにより、競技力を向上させる。
 - Step-1,2 47都道府県で強化を実施

〈各支部に対して、400,000円を助成する。〉

- 。 Step-3 8ブロックで強化合宿兼選考会を実施
 - 〈8月下旬~9月上旬予定〉
- 。Step-4 宮崎市で強化合宿兼選考会及びジュニアジャパンカップを実施

〈11月13日~16日予定〉

- 。 Step-5 全日本U-14,U-17,U-20として強化合宿を実施
- ・競技者育成プログラムを推進するために指導マニュアルを活用して推進する。
- ・平成26年度に作成したDVD付き指導教本を活用して、競技力向上と普及指導を図る。
- ②日本代表チームの強化合宿
 - ・男子、女子とも年6回の強化合宿を実施する。
- ③ナショナルチームの強化合宿
 - ・男子、女子とも年2~3回の強化合宿を実施する。
- ④全日本U-14、U-17、U-20の強化合宿
 - ・男子、女子とも年2回~3回の強化合宿を実施する。
- ⑤競技力向上のための海外遠征
 - ・次の国際大会へ選手を派遣し、競技力の向上を図る。
 - ア.第15回世界選手権大会(場所未定)

- イ.第23回日・韓・中ジュニア交流競技大会(韓国済州島)
- ウ.第14回チャイナカップ国際ソフトテニス大会(中国・未定)
- 工.第13回中山杯国際大会(中華台北·台中)
- ⑥強化スタッフの各種大会視察
 - ・全日本選手権大会等の視察を実施する。
- ⑦競技力向上のための調査・研究
 - ・世界No.1を目指しての戦略をたてる。
- ⑧医科学サポート体制作りの検討
 - ・医科学部会を委員会として、各専門部会を強化するための検討を行う。
- (2)医科学研究調查
 - *各種フィットネステストデータを分析し、競技力向上を図るため、以下の研究・調査を行う。
 - ①国内大会での撮影および映像分析、国際大会における戦術分析
 - ②栄養調査・分析・指導
 - ③医科学研究報告書の作成・発行
 - ④コンディショニングバイブルの作成
- (3)アンチ・ドーピング
 - ①アンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動
 - ・中学・高校・大学の選手への教育の実施
 - ・教材の考案および作成の検討
 - ・日本アンチドーピング機構のアウト・リーチ活動(アンチ・ドーピングについての分かりやすい説明のため の広報活動)の受入
 - ・強化合宿、研修会等で強化選手への教育の実施
 - ②国内大会におけるドーピング検査の実施
 - ・全日本選手権大会、全日本シングルス選手権大会等で実施する。
 - ③国際連盟およびアジア連盟と連携してのアンチ・ドーピング活動を推進
- 2. ソフトテニスの指導者育成
 - (1)指導者養成
 - ①指導者養成事業の推進

ソフトテニス競技の振興と競技力向上にあたる指導者の資質と指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進 と指導体制の確立を図る事を目的に以下を行う。

- ・指導者養成講習会および上級指導者養成講習会(各都道府県連盟)を「公認スポーツ指導者養成マニュアル」を活用して積極的に実施し、公認スポーツ指導者の拡大を図り、地域の普及活動を充実させる。
- ・新たに発刊したDVD付き指導教本を基にして、公認スポーツ指導者資格更新のための指導者研修を 行い、一貫指導に向けた体制作りの強化を図る。
- ・公認スポーツ指導者有資格者以外のソフトテニス指導者向けの指導に関する啓発を、上記の新教本 完成に併せて行う。
- ・中・高等学校指導者育成のための方策を検討する。
- ・専門学校において専門学校生徒対象指導員養成講座を実施し、指導員の養成に努める。
- ・共通理念に基づくジュニア層指導をより推進するため、現行の「ソフトテニス指導マニュアル ジュニア編」 の改訂に向けた取り組みを始める。
- ②全国小学生・中学生・高校生指導者の合同研修会
 - ・小学生、中学生、高校生へのソフトテニス活動における課題の改善について検討する。
 - ・競技者育成プログラム(一貫指導システム)による競技力の向上を図る。
 - *シングルスの競技力向上及び普及促進に関する対策を検討する等
 - ・スポーツ活動を通して環境保全ならびに青少年の健全育成を推進するとともに、暴力根絶を徹底する。
 - ・指導教本・映画・漫画の活用により、愛好者の増加を図る。

- ③指導者バンク(日本連盟)の推進、活用
 - ・指導者バンクの積極的活用を推進する。
 - ・競技者育成プログラム(Step3, 4, 5)を推進するための公認指導者を確保する。
- ④指導者バンク(地域)の活用推進
 - ・積極的に指導者バンク(地域)を活用して、競技者育成プログラム(Step1, 2)の推進及び中学校・高校の指導者不足を解消する等、普及を担う指導者を確保・活用する。
 - ・ジュニア層指導者の資格取得を促進する(指導員・審判・技術等級)。

Ⅲ. ソフトテニスの国際振興事業

- 1. ソフトテニスの国際振興
 - (1)国際普及活動の推進
 - ①国際組織(ISTF, ASTF)内での指導的立場に基づく国際性の向上
 - ②普及対象国への指導者、選手の派遣および普及対象の選手、指導者を日本での研修受入れ
 - ③ジュニア、シニア等の交流促進
 - ④国際競技規則の改訂についての検討
 - ・施設基準(アウトコート)を共通化するための改訂を行う。
 - ・肩から下でのカットサービスの禁止についての検討を行う。
 - ⑤用具の提供、流通の促進
 - ⑥普及指導用諸教材の整理と追加作成をして、普及活動を促進
 - ・紹介用プレゼンテーションDVD,紹介用パンフレットを活用する。
 - ・指導用DVDブックを活用し、ソフトテニスの指導法を広める。
 - ・諸規定集(ルールブック、審判DVD等)を活用する。
 - ・指導教本のDVDとソフトテニスの漫画・映画を翻訳し、普及活動に活用する。
 - ⑦国際普及親善活動に結びつく、支部活動に対する「国際親善大会補助費」の助成
 - ・国際親善・交流を目的とした大会開催または派遣等の活動に50,000円補助する。
 - ・国際都市親善・友好都市提携等の調査を行う。
 - ⑧スポーツアコード等国際会議への積極的参加(継続)
 - (2)国際指導体制、審判体制等の充実
 - ①国際指導員制度(ASTF)の推進
 - ②国際審判員制度(ASTF)の推進
 - ③ISTF, ASTFのアンチ・ドーピング活動の推進
 - (3)国際大会の開催促進
 - ①第15回世界選手権大会(2015年、場所未定)の運営を支援
 - ②第8回アジア選手権大会(2016年)の開催地の検討
 - ③第18回アジア競技大会(2018年 インドネシア)への招致活動
 - ④海外の国際大会への積極的参加及び加盟国への参加要請
 - ⑤その他国際大会への支援
 - (4) 国際組織(ISTF、ASTF)への活動
 - ①ユニバーシアード、シーゲームなど国際大会参加に向けての積極的な活動および支援
 - ②国際ルール改訂に向けての検証と実施
 - ③国際版ホームページの活用と推進
 - ④アンチ・ドーピング活動の推進(日本が主導)

[各事業を推進するための組織と財政の強化、共通施策]

- I. 組織と財政の強化を推進する。
 - 1. 公益財団法人としての高い社会的信用を維持し、公益目的事業を行うために、環境と教育に取組む。 ソフトテニスを通じて環境保全を図っていくとともに、自己責任及びフェアプレーの精神を身につけ、マナーを 重んじる教育を推進し、青少年の健全育成を図っていく。

「環境宣言 『来た時よりも美しく』 フェアプレイ宣言『ありがとう あなたの笑顔とそのマナー』」の横断幕の 設置を行い、環境とマナーの向上を図る。

- ①大会や強化事業を実施する際にごみの分別等を行うなど、スポーツ活動を通して環境保全を図り、スポーツをする人たち、見る人たちも相等しく地球人として環境保全を推進するための物を大切にする生活習慣の 徹底
 - ・連盟主催大会での環境保全の横断幕・ポスター・リーフレット・プログラム等をさらに活用する。
 - ・大会会場での資源ごみの持ち帰り及び分別推進及びマイボトルを推進する。
 - ・スポーツと環境保全シンポジウム等、会議への積極的参加。
- ②スポーツマンとしての倫理教育、青少年の健全育成の推進
 - ・スポーツ活動を通して青少年の自己責任やフェアプレーの精神などを身につけると共に、仲間との交流を通じて、コミュニケーション能力の育成や他人に対する思いやりなど、豊かな人間性を育てる青少年の 健全育成に取り組むと共にソフトテニスが誰にでも誇れる格調高い競技を目指す。
 - *試合終了後の握手の励行を継続する。
 - *「フェアプレイで日本を元気に」フェアプレイ宣言キャンペーン活動の継続推進。
 - ・マナーキッズプロジェクト(NPO)と連動し、ショートテニスを通じて日本の伝統的な 礼法を体験させ、<体・徳・知>バランスのよい子供を育てる。
 - ・マナー倫理教本(仮称)を作製し、PRしていく。
- ③暴力根絶の徹底
 - ・「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に従い、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の精神に則り、暴力の根絶の徹底を図る。
 - ・暴力の根絶徹底のため、通報窓口と指導基本規程違反の処理機関として、違反救済申立処理委員会を各支部(各都道府県連盟、日本学連、全国高体連、日本中体連)に、違反救済審査委員会を日本ソフトテニス連盟に設置し、ソフトテニス愛好者からの相談を受け入れ、指導基本規程等諸規程に従った対応を図る。
- 2. 会員登録制度の推進を図る。
 - ①会員登録制度の定着および充実
 - ・制度の周知徹底を図り会員登録を定着させ、さらに推進する。
 - ②会員登録手続きの効率化
 - ・会員登録システムの活用を向上し、事務効率化を図る。
 - ・会員登録システム担当者引継袋の利用を徹底し、登録事務引継の円滑化を図る。
 - ・会員登録システムに連動し、審判、技術等級の認定管理を行う。
 - ・平成24年度より会員登録システムに連動して実施した、日本連盟主催大会申込のIT化を支部大会で活用する。
 - ・会員証及び会員報配布を各団体へ直接送付を継続し、支部関係者の事務負担の軽減を図る。
 - ・会員登録納付システムの活用による会費および大会参加料等の早期かつ正確な納付による円滑な資金 管理を推進する。
 - ③会員報の発行
 - ・会員登録料の使途及び日本連盟の情報を会員に周知する。
 - ④登録状況の把握と改善
 - ・支部別及び階層別の団体数と会員数等を把握する。
 - ・会員登録有料化からの階層別会員登録推移の検証・分析を実施する。
- 3. 長期基本計画2012(平成24年度~28年度)の進捗状況を把握し、着実に計画を推進する。
- 4. 東京オリンピックを見据え、ソフトテニスの国際普及・振興を図るため、長期的展望に立った長期計画を新たに 策定し、2020年を良い機会として捉え、世界ジュニア選手権大会、世界選手権大会、関西ワールドマスターズ カップと、このようなジュニアからシニアまでを対象にした3大大会を開催し、真に競技スポーツと生涯スポーツ を併せ持つソフトテニスの祭典の日本での実現を目指す。またオリンピック参加の足掛かりとなる活動も総力を あげ、積極的に展開する。